

寄地区限定 移住促進 奨励金制度



① 定住少子化担当室 定住少子化対策係
☎(84)5541

「寄地区の幼稚園・学校教育についての検討委員会」で、令和5年3月に幼稚園・小学校の存続に関する提言がなされたことを受け、寄地区に移住し、同地区において住宅を取得した子育て世帯および若年夫婦世帯を支援することにより、同地区における園児・児童の増加による教育施設の存続を図ることを目的として、奨励金を交付します。

対象

・ 寄地区に住宅（新築・中古）を取得し、移住した子育て世帯または若年夫婦世帯

奨励金額

・ 1世帯あたり50万円
・ 小学生以下のお子さん1人あたり30万円を加算

※奨励金の交付にあたっては条件があります



詳細は、こちらからご確認ください

交通安全は 自宅の 管理から

注意

② 安全防災担当室
防災防犯係

☎(84)5540

私有地から道路上にはみ出した草木などは、子どもやお年寄りの通行、自転車などの運転の妨げになり、交通事故を引き起こす恐れがあります。



事故が発生した場合、草木などの所有者は**管理責任を問われる**ことがありますので、所有地内の草木などの適正な管理をお願いいたします。

道路上に 乗り入れブロックなどを 置かないでください

③ まちづくり課 都市計画係 ☎(84)1332

自宅の車庫や駐車場の出入口の前の道路上に乗り入れブロックなどを置く行為は、道路法により禁止されており危険です。

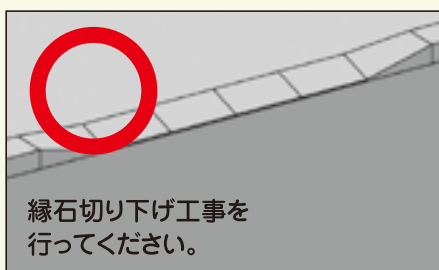
子どもやお年寄り、体に障がいのある歩行者がつかまったり、滑ったりしてけがをすることや、バイク・自転車の転倒事故の原因にもなります。このような事故が発生した場合には、乗り入れブロックなどを置いた人の責任を問われることがあります。

自宅の車庫や駐車場の出入口の段差を低くする必要がある場合には、町道であれば道路管理者である町に事前に申請し、許可を得れば歩道や縁石を切り下げることができます。

安全な通行が確保できるように乗り入れブロックなどは撤去し、切り下げ工事（自己負担による工事となります）をお願いします。



乗り入れブロックを道路上に置くのは危険です！



縁石切り下げ工事を行ってください。